⑶　特定後契約を締結するまでに、都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者とは契約を行わない。
⑷　契約書作成の要否　要。
⑸　技術提案書のヒアリングを行う。
⑹　関連情報を入手するための照会窓口　上記３⑴に同じ。
⑺　上記２⑴イに掲げる級別の格付を受けていない単体企業又は上記２⑵に掲げる共同体としての資格の決定を受けてない者（競争参加資格の決定を受けてない単体企業を構成員とする場合を含む。）も上記３⑶により参加表明書を提出することができるが、その者が技術提案書の提出者として選定された場合、技術提案書を提出するためには、技術提案書を提出する時点において、級別の格付を受け、技術提案書の提出者に要求される資格を有していなければならない。
⑻　詳細は説明書による。
5　Summary
⑴　Classification of the services to be procured : 42
⑵　Subject matter of the contract : General Supervision of Projects (Part 2), Camp Schwab (2017)
⑶　Time-limit to express interests by electronic bidding system : November 17, 2017, 12 : 00 noon
⑷　Time-limit for the submission of proposals by electronic bidding system : January 22, 2018, 12 : 00 noon
⑸　Contact point for documentation relating to the proposal : Contract Division, General Affairs Department, Okinawa Defense Bureau, MOD, 290―9 Aza-Kadena, Kadena-cho, Nakagami-gun, Okinawa 904―0295 TEL 098―921―8131 (Ext. 155) FAX 098―921―8167

# 資　　格

## 競争参加者の資格に関する公示

嘉手納⑳給油施設（521）整備土木その他工事に係る特定建設工事共同企業体としての競争参加者の資格（以下「特定建設工事共同企業体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法について、次のとおり公示します。
平成29年11月７日
沖縄防衛局長　中嶋浩一郎
◎調達機関番号　010　◎所在地番号　47
１　工事名　嘉手納⑳給油施設（521）整備土木その他工事
２　工事場所　嘉手納飛行場内
３　工事概要　本工事は、嘉手納飛行場内における給油施設に係る以下の土木、設備及び建築一式工事等を行うものである。
［土木工事］
１．造成工事（掘削　約16,300㎥、盛土　約14,600㎥等）
２．タンク基礎工事　地盤改良工（二重管ダブルパッカ注入工法　削孔長Ｌ＝21.9m、約100本）
３．タンク本体工事（基礎工　720㎡、製缶工２基、底版コンクリート　約370㎥、底版型枠　約80㎡、底版鉄筋　約50ｔ、側壁コンクリート　約620㎥、側壁型枠　約1,570㎡、側壁鉄筋　約83ｔ、頂版コンクリート　約300㎥、頂版型枠　約50㎡、頂版鉄筋　約32ｔ、液面計　２箇所、漏油検知孔　12箇所等）
４．汚水排水工事（排水管ＶＵφ450　約170m、汚水人孔φ900　３箇所等）
５．法面工事（盛土法面整形　約1,800㎡）
６．取壊し撤去工事（舗装版取壊し　約640㎡等）
７．仮設工事（小堤工　約370m、土のう積　約260m、仮設フェンス　約200m等）
８．共通仮設（磁気探査　水平　約26,000㎡、磁気探査　鉛直　約2,500m）
［設備工事］
１．燃料配管切廻し工事　一式
２．屋外受配電設備新設　一式
３．構内配電線路切廻し工事　一式
４．照明柱の移設及び撤去　一式
５．構内通信線路切廻し工事　一式
［建築工事］
ポンプ上屋　新設（鉄筋コンクリート造平屋建／延べ床面積　103㎡）×２棟
４　工期　平成32年３月31日まで。
５　競争参加資格審査申請書の交付
⑴　交付期間　平成29年11月７日から平成30年１月26日までの行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条第１項に規定する行政機関の休日（以下「行政機関の休日」という。）を除く毎日、午前９時から午後５時まで。ただし、正午から午後１時までの間を除く。最終日は正午まで。
⑵　交付場所　〒904―0295 沖縄県中頭郡嘉手納町字嘉手納290―９　沖縄防衛局総務部契約課　電話098―921―8131（内線155）
⑶　その他　特定建設工事共同企業体として資格を得ようとする者に交付する。
６　申請書の提出
⑴　提出期間　平成29年11月７日から同年11月27日までの行政機関の休日を除く毎日、午前９時から午後５時まで。ただし、正午から午後１時までの間を除く。平成29年11月27日は正午まで。
⑵　提出場所　上記５⑵に同じ。
⑶　提出方法　申請書に次に掲げる書類を添付し、持参又は郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものに限る。）により提出すること。
ア　総合評定値通知書（建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の29第１項の請求により国土交通大臣又は都道府県知事から通知されたもの。）又は経営規模等評価結果通知書で平成29・30年度資格審査申請の際に提出したものの写し
イ　共同企業体協定書の写し
ウ　下記７⑵アの要件を満たすことを判断できる工事の施工実績を記載した書類（申請書とともに交付する様式により作成したものに限る。ただし、当該様式は、当該工事の「入札公告（建設工事）」（平成29年11月７日付支出負担行為担当官沖縄防衛局長）に示すところにより交付する入札説明書の別紙様式第８と同一であるので、それらを使用して作成しても差し支えない。）
⑷　その他　申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。申請書は、平成29年11月28日以降、当該工事に係る開札の時まで（行政機関の休日を除く。）随時、受け付けるが、当該開札の時までに審査が終了せず、競争に参加できないことがある。
７　特定建設工事共同企業体としての資格
⑴　特定建設工事共同企業体の構成　特定建設工事共同企業体の構成は、次の条件を満たす者２又は３社の組合せとする。
ア　防衛省における平成29・30年度の一般競争（指名競争）参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち「土木一式工事」で級別の格付を受け、沖縄防衛局に競争参加を希望している者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。
イ　防衛省競争参加資格の「土木一式工事」に係る経営事項評価数値（資格審査結果通知書の記３の経営事項評価数値欄の点数）が、代表者及び構成員共に1,000点以上であること。
ウ　競争参加資格確認申請書の提出期限の日から認定を行う日までの期間に、沖縄防衛局長から、工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（防整施（事）第150号。28. 3. 31）に基づく指名停止を受けていないこと。
エ　上記１に示した工事に係る設計業務等の受注者（受注者が共同体である場合においては、当該共同体の各構成員をいう。以下同じ。）又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
⑵　構成員の技術的要件等　特定建設工事共同企業体の構成員は、次に掲げる要件を満たすものとする。
ア　代表者は、平成14年度以降入札公告日までに、元請けとして完成・引渡しが完了した工事のうち、次に掲げる①の工事を施工した実績を有すること（建設共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上のものに限る。）。